

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(十九)付表 平三十・四・一以後終了事業年度分

基準雇用者数等の計算に関する明細						
		当期の終了の日における雇用者の数	(1)のうち新規雇用者の数	当期の開始の前日における雇用者の数	(3)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (1)-(3)-(4))
		1	2	3	4	5
法人全体	①	人		人	人	人
特定雇用者数等	②		人			
同意雇用開発促進地域内に所在する事業所	②		人			
②のうち旧措法第42条の12第2項の規定の適用に係る特定業務施設に該当する事業所	③					
差引 ②-③	④					
地方者事業等	⑤		内			
特定業務施設	⑤		内			
⑤のうち同意雇用開発促進地域内に所在する事業所で旧措法第42条の12第1項の規定の適用に係るもの	⑥		内			
差引 ⑤-⑥	⑦		内			
⑤のうち移転型計画に係る特定業務施設	⑧		内			

特定新規雇用者数等の計算							
平成30年4月1日以前に場開	特定新規雇用者数 (2の⑦の内書)	6	人	平開	特定新規雇用者数 (2の⑤の内書)	12	人
	新規雇用者総数 (2の⑦)と別表六(十九)「16」のうち少ない数	7		成始	移転型特定新規雇用者数 (2の⑧の内書)	13	
	新規雇用者総数の40%相当数 $(7) \times \frac{40}{100}$ (小数点以下切捨て)	8		30年	調整新規雇用者総数 (2の⑤)と別表六(十九)「16」のうち少ない数	14	
	非特定新規雇用者数 (7-6)と(8)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	9		4月	調整新規雇用者総数の40%相当数 $(14) \times \frac{40}{100}$ (小数点以下切捨て)	15	
	非新規基準雇用者数 (別表六(十九)「16」)-(7)	10		1年	対象非特定新規雇用者数 (14-12)と(15)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	16	
	非特定新規雇用者超過数 (7)-(6)-(8) (マイナスの場合は0)	11		日度	対象移転型非特定新規雇用者数 (2の⑧)-(13)と(16)のうち少ない数	17	
				以の	非新規基準雇用者数 (別表六(十九)「16」)-(14)	18	
				後場	対象移転型非新規基準雇用者数 (5の⑧)-(2の⑧)と(18)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	19	
				に合			

給与等支給額の計算に関する明細		
当期における給与等の支給額	20	円
同上のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	21	
給与等支給額 (20)-(21)	22	

比較給与等支給額の計算に関する明細					
事業年度又は連結事業年度	給与等の支給額	(24)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (24)-(25)	当期の月数 (23)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (26)×(27)
23	24	25	26	27	28
調整対象年度	円	円	円	円	円
・	・			――	
・	・			――	
・	・				

計					
当該適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 (28の計)÷(調整対象年度数)					29
比較給与等支給額 (29) + ((29) × (別表六(十九)「3」) × $\frac{30又は20}{100}$)					30

別表六（十九）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特定地域基準雇用者数等の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 当期が平成30年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。
 - (2) 「(1)のうち新規雇用者の数2」の「同意雇用開発促進地域内に所在する事業所②」は、当期開始の日において地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下「特定地域事業所」といいます。）において当期に新たに雇用された平成30年旧措置法第42条の12第5項第6号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第2号に規定する雇用者をいいます。以下同じ。）で当期終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するものの数を記載します。
- 3 「(1)のうち新規雇用者の数2」の「特定業務施設⑤」は、措置法第42条の12第4項第9号に規定する新規雇用者総数又は平成30年旧措置法第42条の12第5項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）において当期に新たに雇用された雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、措置法第42条の12第4項第8号に規定する特定新規雇用者数又は当該特定業務施設において当期に新たに雇用された平成30年旧措置法第42条の12第2項第1号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載します。
- 4 「(1)のうち新規雇用者の数2」の「⑤のうち移転型計画に係る特定業務施設⑧」には、措置法第42条の12第1項第2号ロ(2)に規定する移転型新規雇用者総数を記載し、同欄の内書には、同号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数を記載します。
- 5 「比較給与等支給額³⁰
(29) + (29) × (別表六(十九)「3」) × $\frac{30 \text{又は} 20}{100}$ 」は、次により記載します。
 - (1) 別表六(十九)「1」が0である場合には、「(29) + (29) × (別表六(十九)「3」)」とあるのは、「(29) + (29)」として記載します。
 - (2) 当期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度（平成30年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）である場合には「30又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。